

2025年3月28日

各 位

会社名 株式会社シンシア
 代表者名 代表取締役執行役員社長 中村 研
 (コード番号: 7782 東証スタンダード市場)
 問合せ先 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一
 (TEL. 03-5615-9059)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | | | |
|------------------|----------------|-----|----------|
| (1) 処分期日 | 2025年4月28日 | | |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式129,400株 | | |
| (3) 処分価額 | 1株につき500円 | | |
| (4) 処分価額の総額 | 64,700,000円 | | |
| (5) 処分予定先 | 当社取締役 | 2名 | 12,000株 |
| | 当社監査等委員である取締役 | 3名 | 3,600株 |
| | 当社従業員 | 43名 | 113,800株 |
| | | | |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含む、監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役（以下、対象取締役とあわせて、「対象役員」といいます。）を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本役員報酬制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2022年3月30日開催の第14回定期株主総会において、本役員報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額20,000千円以内とし、本役員報酬制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年40,000株以内、監査等委員である取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額10,000千円以内とし、本役員報酬制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年20,000株以内として譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認を頂いております。

なお、2022年3月30日開催の取締役会において、当社の従業員（以下、「対象従業員」という、対象役員とあわせて「対象役員等」といいます。）に対しても、本役員報酬制度と概ね同様の目的及び内容の譲渡制限付株式報酬制度（以下、本役員報酬制度とあわせて「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

その1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡

制限付株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、対象取締役2名及び対象従業員43名に対し支給される金銭報酬債権及び同日の監査等委員である取締役の協議に基づき監査等委員である取締役3名に対し支給される金銭報酬債権の合計64,700,000円を現物出資財産として、当社の普通株式合計129,400株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

＜対象役員向け＞

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2025年4月28日（処分期日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当を受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間の間、継続して当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任した場合、処分期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

対象役員が、譲渡制限期間中に当該地位を正当な事由以外の事由により退任した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限解除時点の直後において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等について当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は無償で取得する。

<対象従業員向け>

(1) 謙渡制限期間

2025年4月28日（処分期日）から2060年4月27日までの間、本割当契約により割当を受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(2) 謙渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、当社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退職した場合、本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

対象社員が死亡により退職した場合には、当社取締役会の決議により、本処分期日から当該退職の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式に係る本譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に当該地位を正当な事由以外の事由により退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限解除時点の直後において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座で管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、本制度に基づき対象役員等に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2025年3月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である500円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上